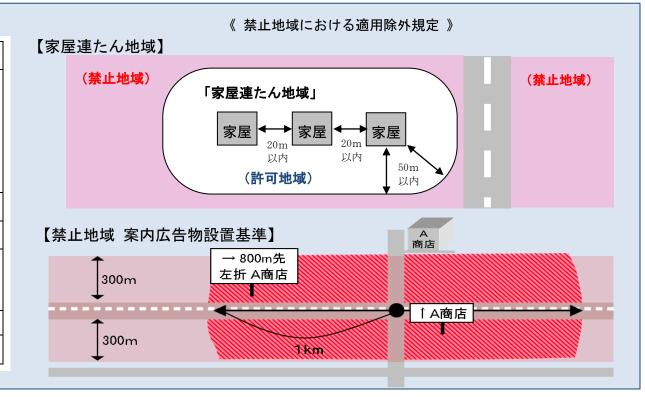
福井県屋外広告物条例・施行規則等の一部改正 概要

現行制度の概要

区分	禁止地域 (景観の保全が必要な地域)			許可地域 (その他の地域)	
具体的地域	⑤ 都市公園⑦ 駅前広場⑨ 高速道路	保全地域内 ④ 史跡 の区域内 ⑥ 図書館		商業地域、工業地域、準工業地域など禁止地域 以外の県内全域	
自家用広告	屋上広告	・高さ15m	(敷地内総量面積) ・30 ㎡以内	屋上広告	・高さ15m
	広 告 板	・高さ20m		広告 板	・高さ20m ・面積100㎡
案内広告	広 告 板	・高さ10m ・	面積30㎡ 泉に1km以内で2個まで	広 告 板	・高さ10m ・面積30m ²
一般広告	× 設置禁止			屋上広告	・高さ15m
				広告 板	・高さ10m ・面積30㎡



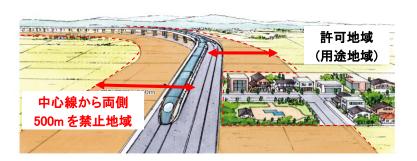
規制基準見直しのイメージ

※ 赤枠は規制見直しの主なポイント

	禁止地域	許 可 地 域		
第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	第3種禁止地域 特定制限地域	
自然・歴史景観等を最優先に保全	観光地周辺等の魅力ある景観形成	田園や文化・教養施設等の快適な景観形成	市街地における特色ある景観形成	商業地域等における秩序ある景観形成
は 登地区内 (足羽山、足羽川、福井城址) では では では では では では では では では では	・ 史跡、名勝、文化財の周囲300m (※養浩館庭園、丸岡城、吉崎御坊など 県を代表する観光地の周囲) 3 ・ 国定公園内の道路や観光地周辺の道路の 両側300m (※国道305号、国道162号など)	(※ 国道158号、国道416号など)・幹線道路の両側300m	・都市のシンボルとなる自然景観区域範囲 (※ 足羽山・足羽川などの景観保全)	禁止地域および特定制限地域以外の県内全 (商業地域、工業地域、準工業地域など)
家用 (屋上×、広告板3m)	自家用 〇 (屋上2m、広告板5m)	自家用 〇 (屋上4m、広告板8m)	自家用 〇(屋上5m、広告板8m)	自家用 〇(屋上10m、広告板10 m
内 × 設置禁止	案 内 O (面積1㎡、高さ2m、2個)	案 内 〇(面積3㎡、高さ4m、2個	案 内 ○ (面積20㎡、高さ8 m)	案 内 ○ (面積30㎡、高さ10m)
般 × 設置禁止	一 般 × 設置禁止	一 般 × 設置禁止	一般 ○ (屋上5m、広告板8m)	一 般 ○ (屋上10m 、広告板10m
1 ①	家屋連たん地域を廃止 し、禁止地域における	足羽山・足羽川から眺望できる屋上広告は不可	_	

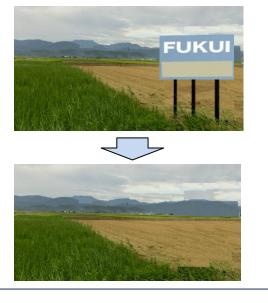
ポイント①: 北陸新幹線沿線の規制を新たに導入

○ 新幹線車窓からの良好な景観を保全するため、北陸新幹線が 開通する前に沿線の屋外広告物を規制



【対 象】: 北陸新幹線 約30km

・新幹線延長約74 kmのうち、商業地域やトンネル区間を除く (商業地域等:約11km、トンネル区間約:約33km)



ポイント②:観光地周辺の規制を新たに導入

○ 県を代表する自然・歴史を活かした観光地の魅力を高める ため、観光地周辺の屋外広告物を規制



【対 象】:主要観光地周辺 25箇所

- ・眺望景観の魅力を向上〔養浩館、丸岡城など〕
- ・周辺景観の魅力を向上〔気比の松原、白山平泉寺など〕





ポイント③:観光ルートにおける規制を新たに導入

○ 観光客に良好な田園風景を提供するため、観光地周辺の 道路や観光ルートにおける屋外広告物を規制



【対 象】:新たに禁止する道路 36区間(約390km)

- ・観光地周辺道路〔永平寺や平泉寺の周辺道路など〕
- ・観光ルート〔国道158号や国道416号など〕の田園部



ポイント④:文化・教養施設周辺の規制を新たに導入

○ 図書館や都市公園など文化・教養施設の利用者に快適な 公共空間を提供するため、施設周辺の屋外広告物を規制



【対 象】:文化・教養施設周辺 16箇所

- ・県管理の文化・教養施設 9箇所〔県立図書館、武道館など〕
- ・大規模な都市公園 7箇所 [丹南総合公園、奥越ふれあい公園など]



ポイント⑤: 足羽山・足羽川周辺の規制を新たに導入

○ 都市のシンボルとなる自然景観の魅力を高めるため、 足羽山・足羽川周辺などの屋外広告物を規制



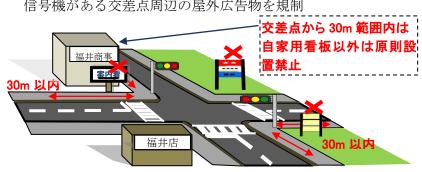
【対 象】: 足羽山・足羽川、西山公園周辺 3箇所

- ・足羽山・足羽川から眺望できる屋上看板は設置禁止
- ・周辺景観に配慮し、屋外広告物の高さ、面積を規制強化



ポイント⑥:信号機交差点周辺の規制を新たに導入

○ 信号機の視認性低下や脇見運転による事故を防止するため、 信号機がある交差点周辺の屋外広告物を規制



【対 象】:信号交差点 618箇所

- ・国道と国・県・市道または県道と県道が交差する信号交差点 および事故危険交差点は一般、案内広告物は設置禁止
- ・ただし、事故危険交差点(重要交差点)以外の交差点は、 500m範囲内の事業所等を案内する案内広告物は設置可



